

こども誰でも通園制度を開始します

問 子育て支援課 ☎ 025 - 788 - 0292

4月1日から「こども誰でも通園制度」が全国で始まります。すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備します。保護者の働き方やライフスタイルを問わず利用ができます。

利用には湯沢町乳児等通園支援給付認定を受ける必要があります。

子ども1人につき月10時間まで利用できます。

対象 町内在住で、こども園などの施設に在籍していない6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の子ども

実施施設 総合子育て支援センター 一時預かり

実施時間 月曜～金曜（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後4時30分

利用料 1時間当たり300円（給食利用時、別途給食費250円が必要）

利用の流れ

(1) 認定申請

こども家庭庁が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて行っていただきます。
(<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>)



(2) アカウント発行

町での認定審査後、アカウント発行のお知らせメールが届きます。

(3) システムログイン、情報入力

アカウント発行のお知らせメールに添付のURLからログインして、子どもの情報を入力します。

(4) 初回面談

子どもと一緒に面談（要予約）を受けます。

(5) 利用

子どもを産み育てる交通費等のサービスを拡充しました

問 子育て支援課 ☎ 025 - 788 - 0292

○遠方の妊婦健診・産婦健診（新）・産後ケア（新） 医療機関への交通費助成

自宅（里帰り先）から遠方（概ね片道60分以上・30km以上）の医療機関へ妊婦健診・産婦健診・産後ケアに行く交通費の助成。

○遠方の分娩医療機関に係る交通費・宿泊費助成

①自宅（里帰り先）から遠方（概ね片道60分以上・30km以上）の医療機関へ分娩に行くためにかかったタクシー料金の助成

②自宅から分娩施設までが遠方で（概ね片道60分以上・30km以上）、妊婦が分娩のために事前に分娩施設近くの宿泊施設に宿泊した費用を助成

○遠方の不妊治療医療機関通院にかかる交通費助成（新）

自宅から遠方（概ね片道60分以上・30km以上）の医療機関へ不妊治療のために通院する交通費の助成。一般道で換算し、上限が100km。

○妊婦健診・産婦健診 医療機関への交通費助成（新）

自宅（里帰り先）から医療機関（概ね片道60分未満・30km未満）へ妊婦健診・産婦健診に行く交通費の助成。

*母子健康手帳交付者・令和8年4月1日以降出生したお子様にご連絡しています。

不明な点等がありましたらお問い合わせください。